

(目的)

第1条 宮城学院女子大学(以下「本学」という)は、子どもの発達と教育および福祉に関する学術的研究を推進し、21世紀の子どもたちの幸福の実現に寄与することを目的として、宮城学院女子大学附属発達科学研究所(以下「本研究所」という)を設置する。

(研究所員)

第2条 本研究所に次の研究員を置く。

- 一 研究所長 1名
- 二 主任 1名
- 三 研究員
- 四 客員研究員 若干名

2 前項において、研究所長、主任、および研究員は、本学専任教員、契約教員、および客員教授とする。

(研究所員の委嘱)

第3条 研究所長は、第4条に定める研究所会議の推薦する教員について、教授会の承認を経て学長が委嘱する。

2 主任は、研究員の互選によって選出された教員について研究所長が委嘱する。

3 研究員は、別に定める申請を行った教員について研究所長が委嘱する。

4 客員研究員は、研究員の推薦する者について、年度ごとに研究所会議に諮り、教授会の承認を経て委嘱する。

(研究所の運営)

第4条 本研究所は、研究所長を委員長とし、主任および研究員を成員とする「研究所会議」が運営する。

(役員の任期)

第5条 研究所長および主任の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

(研究所員の募集)

第6条 研究所長は、新たに所員となるものについて毎年度当初に募集を行う。

(研究所の事業)

第7条 本研究所は、設置の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 共同研究
- 二 研究会
- 三 紀要の発行
- 四 公開講演会
- 五 その他の研究活動

(庶務・会計)

第8条 本研究所の運営に係る庶務および会計は、主任がこれを担当する。

2 本研究所の会計報告は、研究所会議の承認を経て教授会に報告されるものとする。

(運営事務担当副手)

第9条 本研究所は研究所の運営事務を担当する副手を置く。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、研究所会議の議を経て教授会の承認を得るものとする。

附則

1 本規程は、2000年4月1日より施行する。

2 本規程の施行に伴い、「宮城学院女子大学および宮城学院女子短期大学附属幼児教育研究所規程」を廃止する。

3 本規程は、2002年4月1日より改正施行する。